

議案第 2 1 号

大野市放課後児童クラブ事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

長期休業期間を含む放課後児童クラブの土曜日における開設場所の集約化等に  
伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市放課後児童クラブ事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（開設日、開設時間及び開設場所）</p> <p>第7条 児童クラブの開設日、開設時間及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開設時間 正規の下校時間から午後6時までとする。ただし、土曜日、大野市立学校管理規則（昭和32年<u>教育委員会規則</u>第7号）第20条の2第1項第1号から第4号までに掲げる休業日（以下「長期休業期間」という。）及び第21条に掲げる振替日（以下「振替日」という。）は、午前8時から午後6時までとする。</p> <p>(3) 開設場所 第4条に掲げる児童クラブとする。ただし、土曜日については、利用人数により開設場</p> | <p>（開設日、開設時間及び開設場所）</p> <p>第7条 児童クラブの開設日、開設時間及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開設時間 正規の下校時間から午後6時までとする。ただし、土曜日、大野市立学校管理規則（昭和32年<u>教委規則</u>第7号）第20条の2第1号から第4号までに掲げる休業日（以下「長期休業期間」という。）及び第21条に掲げる振替日（以下「振替日」という。）は、午前8時から午後6時までとする。</p> <p>(3) 開設場所 第4条に掲げる児童クラブとする。ただし、<u>長期休業期間以外</u>の土曜日については、利</p> |

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 所を集約することができる。 | 用人数により開設場所を集約することができる。 |
| 2 (略)         | 2 (略)                  |

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。